

議案第129号

琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年12月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園及び第 3 条第 1 項により認定を受けた保育所型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 認定こども園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第 3 条 認定こども園は、第 1 条の設置目的を達成するため、認定こども園法に掲げる教育及び保育のほか、同法第 2 条第 12 項に規定する子育て支援事業のうち、町長が必要と認める事業を行う。

(休園日)

第 4 条 認定こども園の休園日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(教育及び保育を行う時間)

第 5 条 認定こども園において教育及び保育を行う時間は、規則に定めるところによる。

(職員)

第 6 条 認定こども園に園長その他必要な職員を置く。

(支給認定)

第 7 条 町は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 20 条の規定に基づき、教育・保育給付のための支給認定を行うものとする。

(保育料等)

第 8 条 認定こども園において教育又は保育を行ったときは、保護者又は扶養義務者(以下「保護者等」という。)から、琴浦町教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成 27 年琴浦町条例第 3 号)に定める利用者負担額を保育料として徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、保護者等が琴浦町の区域外に居住する場合にあっては、当該保護者等から、当該保護者等が居住する市町村が定める当該保護者等に係る法第27条第3項第2号に掲げる額(以下「保護者等負担額」という。)に相当する額を、当該市町村から、同項第1号に掲げる額から保護者等負担額を控除して得た額に相当する額を、それぞれ認定こども園の使用料として徴収する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(琴浦町立保育園条例の廃止)

3 琴浦町立保育園条例(平成16年琴浦町条例第113号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに、琴浦町立保育園条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当の規定によりなされたものとみなす。

別表(第2条関係)

名称	位置
琴浦町立こがねこども園	琴浦町大字鋤500番地
琴浦町立ことうらこども園	琴浦町大字赤碕252番地3
琴浦町立やばせこども園	琴浦町大字田越550番地
琴浦町立しらとりこども園	琴浦町大字下伊勢164番地1
琴浦町立ふなのえこども園	琴浦町大字佐崎12番地